

## 第57回鎌ヶ谷市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成30年11月7日(水) 午後2時～午後3時
- 2 場 所 鎌ヶ谷市役所 6階 第1・第2委員会室
- 3 出席委員 秋山秀一会長、村山和彦副会長、森谷宏委員、矢崎悟委員、松澤武人委員、小泉巖委員、葛山繁隆委員、川上輝委員、
- 4 欠席委員 中村潤一委員、赤澤智津子委員、高橋寛委員、根本嘉生委員  
齋藤誠委員
- 5 市出席者 都市建設部：谷口光儀部長、若泉哲也参事(事)次長(事) 下水道課長  
都市計画課長：木島久仁男課長  
都市計画課開発指導室：萩原勝室長  
公園緑地課：大塚勝彦課長  
農業委員会事務局：佐山佳明事務局長
- 6 事務局 都市計画課都市政策室：仲田政樹室長、星野繁和室長補佐、  
吉野彰成主事
- 7 傍聴者 2名
- 8 議 案 第1号議案「鎌ヶ谷市都市計画 生産緑地地区の変更について」
- 9 議 事

### (1) 署名委員の選出

議事録の署名委員については、葛山繁隆委員と川上輝委員に決定した。

### (2) 議題の説明

今回の変更は、地区番号1 中佐津間2丁目A生産緑地地区のほか6カ所の地区の変更で、変更内容は、廃止が2カ所、一部廃止が4カ所、面積増加が1カ所、全体の地区数は2カ所減となる。

鎌ヶ谷市の生産緑地地区は、平成4年の当初指定以来、解除や追加指定などを19回行っており、現時点では、変更前は151地区、面積約65.99ヘクタールである。

今回7地区の変更を行い、面積約1.06ヘクタールを減じ、変更後は地区数149地区、面積約64.93ヘクタールとなる。

#### 【生産緑地地区番号1 中佐津間2丁目A生産緑地地区】

主要地方道 船橋・我孫子線の東側で、公共施設等の設置に伴い、当該地区のうち0.01ヘクタールを廃止し、0.42ヘクタールに変更する。

#### 【生産緑地地区番号67 初富本町2丁目B生産緑地地区】

位置は貝柄山公園の北側で、主たる農業従事者の死亡に伴い、当該地区0.10ヘクター

ルを廃止する。

**【生産緑地地区番号101 東初富2丁目B生産緑地地区】**

位置は南初富保育園の南側で、主たる農業従事者の死亡に伴い、当該地区0.11ヘクタールを廃止する。

**【生産緑地地区番号127 東道野辺3丁目E生産緑地地区】**

位置は主要地方道 船橋・我孫子線の西側で、主たる農業従事者の死亡に伴い、当該地区のうち0.07ヘクタールを廃止し、0.08ヘクタールに変更する。

**【生産緑地地区番号131 東道野辺4丁目C生産緑地地区】**

位置は鎌ヶ谷第二中学校の南側で、主たる農業従事者の死亡に伴い、当該地区のうち0.31ヘクタールを廃止し、1.30ヘクタールに変更する。

**【生産緑地地区番号164 鎌ヶ谷9丁目B生産緑地地区】**

位置はファッションセンターしまむらの北西側で、主たる農業従事者の死亡に伴い、当該地区のうち0.49ヘクタールを廃止し、0.30ヘクタールに変更する。

**【生産緑地地区番号172 南鎌ヶ谷3丁目C生産緑地地区】**

位置はミナトスポーツクラブの南西側で、合筆による地籍更生によって当該地区の面積が0.03ヘクタール増加したため、0.98ヘクタールに変更する。

(3) 質疑応答

**【質問1 矢崎委員】**

公共施設の設置について具体的にお聞きします。

**【答弁 都市政策室長】**

公共下水道管の敷設用地であり、開発行為によって整備されたものです。

**【質問2 矢崎委員】**

生産緑地の行為の制限の解除後の土地の用途はどうなっていますか。

**【答弁 開発指導室長】**

4件が開発行為で、その内訳は、完了が1件、許可が2件、事前協議段階（締結済み）が1件です。

**【質問3 矢崎委員】**

鎌ヶ谷第二中学校の南側について、道路が狭いので安全面を考慮して改修などの検討もしなければならないと思いますが。

**【答弁 開発指導室長】**

開発行為が行われると道路の拡幅が伴います。全体として約5メートルの道路となります。

**【質問4 矢崎委員】**

後期基本計画の第4次実施計画の中で公共施設の整備が記載されていますが、生産緑地の行為の制限が解除された土地の活用を検討されたのでしょうか。

**【答弁 都市政策室長】**

今回の一部廃止及び全部廃止がされた5件の中で、後期基本計画の事業に資する用地はありません。

**【質問5 松澤委員】**

生産緑地と市街化農地の税制面はどのようになっているのでしょうか。

**【答弁 農業委員会事務局長】**

生産緑地に指定されると、市街化調整区域内の農地と同じぐらいの課税額になります。市街化農地に関しては、宅地並み課税となりますが、課税標準額などによって、課税額としてはある程度低く設定されています。

**【質問6 松澤委員】**

初富本町2丁目の生産緑地は隣接の市街化農地も含めて開発行為が行われているのでしょうか。

**【答弁 開発指導室長】**

隣接する市街化農地と生産緑地を含めて開発行為が行われています。

**【質問7 松澤委員】**

鎌ヶ谷市が目指す都市農業のあり方についてお聞きします。

**【答弁 農業委員会事務局長】**

都市の農地をあるべきものとして政策変更をし、全体として農地を残していく方向で国全体が動いています。それに合わせるかたちで本市としても政策の検討を今後していかなければならないと考えています。

**【質問8 村山委員】**

主たる農業従事者の死亡による解除ということですが、残された農地の主たる農業従事者は決まっていますか。

**【答弁 都市政策室長】**

今回の一部廃止に関しては、他の農地の主たる農業従事者が死亡した方とは違う方となります。残っている部分については適切に営農がされております。

**【答弁 農業委員会事務局長】**

補足をさせていただきます。今回廃止がされた農地と一団となっている生産緑地で残って

いる部分に関しては、農業をする方が全く異なります。つまり、主たる農業従事者の経営体が別となります。

(4) 審議結果

第1号議案「鎌ヶ谷都市計画 生産緑地地区の変更について」は原案どおり了承された。

会議録署名人の署名

以上、会議の経緯を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成31年1月29日

氏名 葛山 繁隆

氏名 川上 輝